

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律

平成二八年四月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・刑法等の一部を改正する法律（平成二五・六・一九法四九附則一五条（平成二八・六・一八までに施行））

（定義）

第二条①（略）

②（相違略）

二 対象行為について、刑法第三十九条第一項の規定により刑を減罪の確定裁判を受けた者又は同条第二項の規定により刑を減輕する旨の確定裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものを除く。）を受けた者

③④⑤（略）

（申立ての取下げ）

第七四条①（略）

② 検察官は、第三十三条第一項の申立てをした後において、当該対象行為について公訴を提起したとき、又は当該対象者に対して当該対象行為以外の行為について有罪の裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものに限る。）が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行を開始された場合において、執行すべき刑の執行をしようとするときは、当該申立てを取り下げなければならない。

（競合する処分の調整）

第七六条①

裁判所は、第四十二条第一項第一号若しくは第二号、第五十一条第一項第二号又は第六十一条第一項第二号の決定を受けた者について、当該対象行為以外の行為について有罪の裁判（懲役又は禁錮の刑を言い渡し執行猶予の言渡しをしない裁判であつて、執行すべき刑期があるものに限る。）が確定し、その裁判において言い渡された刑の執行を開始された場合であつて相当と認めるときその他のこの法律による医療を行う必要がないと認めるに至つたときは、指定入院医療機関の管理者又は保護観察所の長の申立てにより、この法律による医療を終了する旨の決定をすることができる。

②（略）